

# 久留米市下水道事業投資財政計画策定及び下水道使用料検討支援業務仕様書

## 1 目的

久留米市企業局では、経営の健全化と基盤強化を図り、持続可能な上下水道事業を確立するために、令和2年度に「久留米市上下水道事業経営戦略」を策定した。本業務では、策定から2年経過し、経済状況・社会環境の変化や経営状況の変化などに対応するため、下水道事業の投資財政計画の策定支援を行い、次期下水道使用料算定期間における適正な下水道使用料についての助言・提案を行うものとする。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

久留米市下水道事業投資財政計画策定及び下水道使用料検討支援業務

### (2) 業務委託の期間

業務委託の期間は契約締結日から令和6年3月29日まで。

### (3) 業務範囲

久留米市公共下水道事業

## 3 管理技術者

本業務には、地方公営企業会計に精通し、総務省の「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」において「経営戦略の策定・改定」の取組分野に登録のある自社雇用の公認会計士を、管理技術者として配置すること。

## 4 業務内容

久留米市では、「経営戦略（前期）」で上下水道を取り巻く経済状況や社会環境の変化を見込んだところ、特に下水道事業の経営見通しが厳しく使用料改定まで含めた経営改善策を検討すべき状況にあることが明らかとなった。本委託の業務内容は、この使用料改定の可否を判断するため、投資・財政計画の精度をより高め、使用料体系まで検討するものである。

## (1) 投資・財政計画の策定支援業務

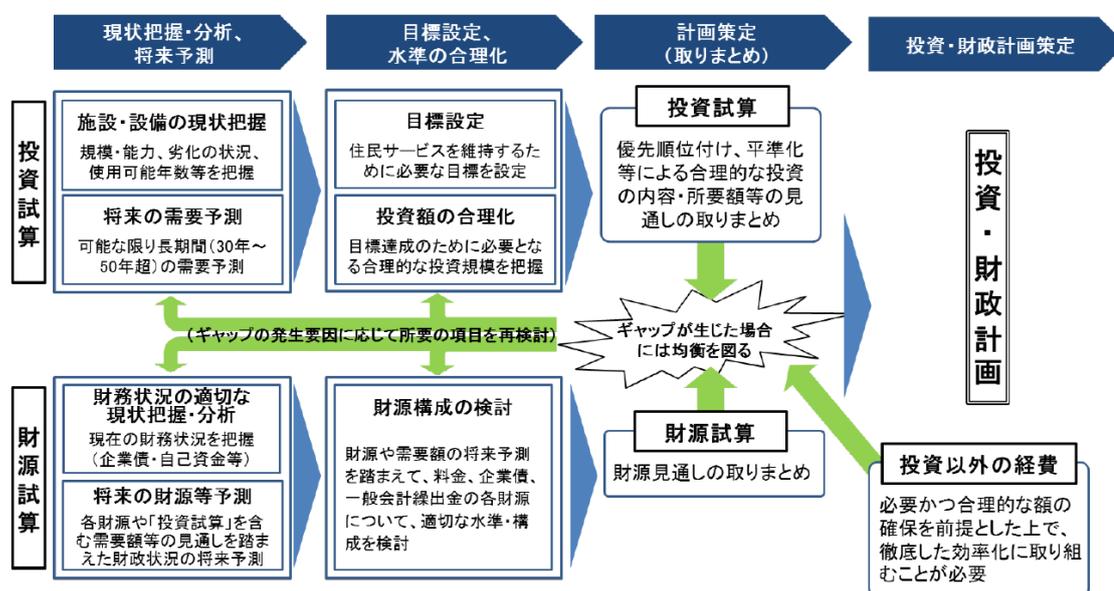


図1 投資・財政計画策定のフロー図

図1に示す作業段階を参照しながら、業務内容を示していく。

### ①投資試算

投資計画は、本市の「経営戦略（前期）」に先立って作成した、「下水道事業計画」、  
「ストックマネジメント計画」および「耐震化計画」をベースとして、直近の状況を反映した資料を使用することとする。この情報は本市から共有させていただく。

### ②財源試算

本市において推計作業を行う。

支援業務としては、その計算過程の正確性、数値の整合性等の確認、また助言および必要があれば計算手法等の提案を行うこととする。特に、久留米市の投資・財政計画において資金見込みには力点を置き、算出手法を確立したいため、この部分は検証および手法等の具体的な提案を求める。

### ③投資以外の経費

本市において推計作業を行う。

支援業務としては、その計算過程の正確性、数値の整合性等の確認、また必要に応じて助言および計算手法等の提案を行うこととする。

### ④投資・財政計画の策定

前項までの過程において算定された推計結果について、その計算過程の正確性、全体数値の整合性等の確認、また必要に応じて助言および計算手法等の提案を行う。

## (2) 下水道使用料改定の検討支援業務

久留米市では「下水道使用料算定の基本的考え方 2016 年度版（公益社団法人日本下水道協会）」に準拠した手法で検討を行う。

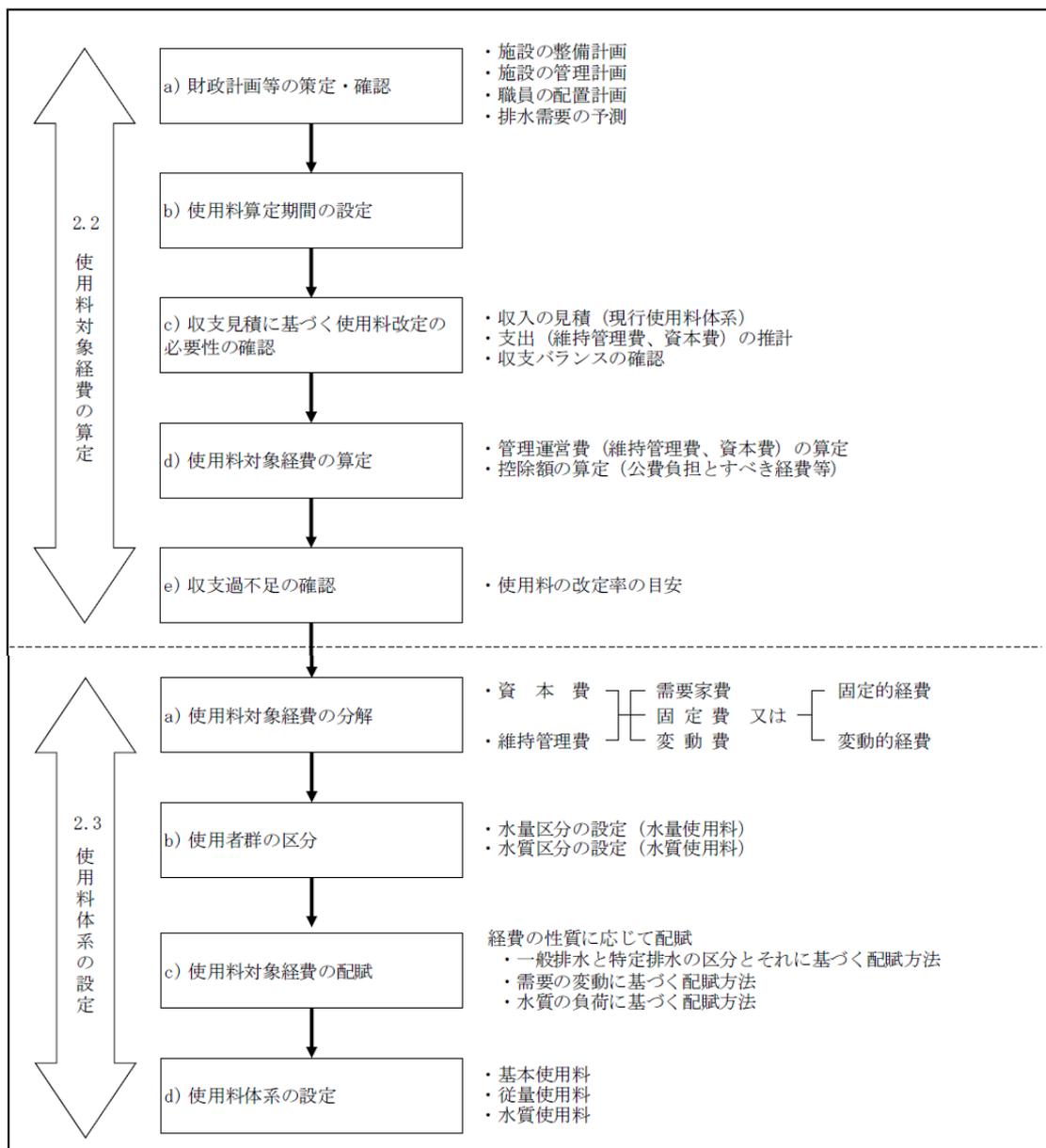


図2 使用料算定の作業フロー

図2に示す作業段階を参照しながら、業務内容を示していく。

## (2.2 使用料対象経費の算定)

### a)財政計画等の策定・確認

本支援業務は、上記、「投資・財政計画の策定支援業務」で兼ねるため省略する。

### b)使用料算定期間の設定

使用料算定の検討期間は令和7年度～令和10年度とする。

### c)収支見積に基づく使用料改定の必要性の確認

本支援業務は、上記、「投資・財政計画の策定支援業務」で兼ねるため省略する。

### d)使用料対象経費の算定

本支援業務は、上記、「投資・財政計画の策定支援業務」で兼ねるため省略する。

### e)収支過不足の確認

本支援業務は、上記、「投資・財政計画の策定支援業務」で兼ねるため省略するが、収支不足額が生じた場合、使用料改定の率設定について、提案を行う。

## (2.3 使用料体系の設定)

### a)使用料対象経費の分解

需要家費、固定費および変動費の経費分解は本市において行う。

支援業務としては、その内容を共有し、助言があれば行う。

### b)使用者群の区分

支援業務としては、久留米市の人口や産業の構成を調査し、使用者のグルーピングの提案を行う。その調査の状況は本市と共有し、協議の上で提案を行うこととする。なお、調査に必要なデータのうち、本市で保有するデータは随時提供を行う。

### c)使用料対象経費の配賦

原則として、本市において、a)および b)において分解した経費や使用者のグルーピングを基に配賦計算を行い、個別原価を算出する。

支援業務としては、その配賦計算および個別原価のまとめ方など一連の作業についての手法の提案や教示または分担作業を行い、その結果について確認を行う。

### d)使用料体系の設定

支援業務としては、c)の結果を受け、累進度や水平性等の視点を加味した総合的な検討および提案を行う。また本市と協議を行い、意見を反映したうえで報告資料をまとめ提出すること。

なお、本支援業務は、業務進捗の状況により修正・変更の可能性があるので、その必要がある場合には、随時協議を行い調整するものとする。

また、本業務における発注者と受注者の役割分担を表1に予定している作業時期を表2にしめす。

表1 発注者と受注者の役割分担

業務内容	発注者	受注者
(1) 投資・財政計画の策定支援業務	○	▲
(2) 下水道使用料改定の検討支援業務	—	—
①使用料対象経費の算定	—	—
a) 財政計画等の策定・確認	○	▲
b) 使用料算定期間の設定	○	▲
c) 収支見積に基づく使用料改定の必要性の確認	○	▲
d) 使用料対象経費の算定	○	▲
e) 収支過不足の確認	○	▲
②使用料体系の検討	—	—
a) 使用料対象経費の分解	○	▲
b) 利用者群の区分	○	▲
c) 使用料対象経費の配賦	▲	○
d) 使用料体系の設定	▲	○

○算定 ▲助言・提案

表2 作業時期

業務内容	時期
(1) 投資・財政計画の策定支援業務	令和5年5～8月
(2) 下水道使用料改定の検討支援業務	—
①使用料対象経費の算定	—
a) 財政計画等の策定・確認	令和5年5～8月
b) 使用料算定期間の設定	令和5年5～8月
c) 収支見積に基づく使用料改定の必要性の確認	令和5年5～8月
d) 使用料対象経費の算定	令和5年5～8月
e) 収支過不足の確認	令和5年5～8月
②使用料体系の検討	—
a) 使用料対象経費の分解	令和5年9～令和6年1月
b) 利用者群の区分	令和5年9～令和6年1月
c) 使用料対象経費の配賦	令和5年9～令和6年1月
d) 使用料体系の設定	令和5年9～令和6年1月

## 5 研修会の実施

本業務の契約締結後、管理技術者が研修会の講師となり、使用料改定のプロセスや他市取組状況について、発注者向けに研修会を実施するものとする。回数は計1回とする。(時期は5月初旬～中旬)

## 6 報告書作成

前項までの検討結果に関して、確認、助言、提案等を行った報告書およびその他参考資料を整理し取り纏めを行うこと。

## 7 提出図書

本業務の成果品の体裁及び提出部数は以下のとおりとする。なお、成果品の作成にあたっては、その編集方法についてあらかじめ担当職員と協議するものとする。

成 果 品	体 裁	部 数
①打合せ議事録簿	-	一式
② 電子データ	CD-R または DVD-R	一式
③ その他（監督職員が指示するもの）	-	一式

## 8 準拠すべき図書

本業務は下記に掲げる図書等を参考にして行うものとする。

1. 公営企業の経営に当たっての留意事項について（平成26年8月総務省）
2. 経営戦略の策定推進について（平成28年1月総務省）
3. 経営戦略の策定・改定の更なる推進について（平成31年3月29日総務省）
4. 経営戦略策定・改定ガイドライン（平成31年3月29日総務省）
5. 経営戦略の改定推進について（令和4年1月25日総務省）
6. 下水道使用料算定の基本的考え方（日本下水道協会）
7. 公営企業の経理の手引（地方公営企業制度研究会編）

## 9 準拠すべき法令

本業務は、下記に掲げる法令等に準拠して各種検討等を行うものとする。

1. 地方公営企業法 法令番号 昭和二十七年法律第二百九十二号
2. 地方公営企業法施行令 法令番号 昭和二十七年政令第四百三号

3. 地方公営企業法施行規則 法令番号 昭和三十七年総理府令第七十三号
4. 下水道法 法令番号 昭和三十三年法律第七十九号
5. 下水道法施行令 法令番号 昭和三十四年政令第四百四十七号
6. 下水道法施行令の一部を改正する政令附則第二条第二項及び第五条の面積を定める省令 法令番号 平成十六年国土交通省令第十三号
7. 下水道法施行規則 法令番号 昭和四十二年建設省令第三十七号
8. 下水道法第四十条第二項の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令 法令番号 平成十七年環境省令第二十二号

## 10 その他

### (1) 暴力団排除に関する事項

受注者は、当該業務の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ①暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- ②暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- ③排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

### (2) 暴力団排除に係る下請契約に関する事項

受注者は、当該業務の下請施工に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ①協力業者（二次以降の契約を含む）と契約を締結するときは、その相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお違反した場合は、指名停止措置及び協力業者との契約の解除を求める場合もあること。
- ②協力業者と契約を締結するときは、受託者は、協力業者から「誓約書（協力業者用）」を提出させ、その写しを監督員へ提出すること